

名乗り出て帰国できる「自主出頭」をおすすめします。

オーバーステイの人が帰国を希望するときは、入国管理局に自分から出かけるなければなりません。こうした人は犯罪などの特別な理由がない限り「退去強制処分」となって、訴えられる（逮捕など）ことなく、自分で帰国できるのが普通です。

「自主出頭」の方法は、こうして行われます

1. パスポートや渡航証明など、身分証明の原本(コピーは不可)が必要です。
2. その日は写真と指紋を取られ、簡単な質問を受けます。それが終わりますと2回目に入国管理局に行く日と帰国の日程を教えられ、帰宅できます。
3. 2回目に出かけるまでに、帰国の日にあった航空券を用意して、その航空券が領収書を、2回目の日にもっていきます。

東京入国管理局 東京都港区港南 5-5-30 電話 03-5796-7111

毎週水曜日は、新規の人の受付はしていません。

水曜日以外の曜日の朝9時までに出かけてください。

横浜入国管理局 神奈川県横浜市中区山下町 37-9 電話 045-661-5113

平日なら何曜日でも良いのですが、午前中のお出かけをおすすめします。

オーバーステイの方に
おすすめします、おすすめください



新設デース!
おしゃべりしましょ
「伝言板」

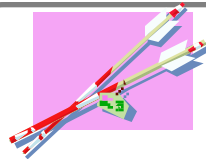
今回から新しく生まれました「伝言板」コーナーです。母国語で語り合いたい、尋ねたい、紹介したい、そんな話題を掲載いたします
どんどんニュースをお寄せください。電話、メール、手紙と何でも結構です。お待ちしております。

<連絡先>

ふじみの国際交流センター

電話 049-256-4290

FAX 049-256-4291



お伝えください
センターからの
お知らせです

まもなくお正月、センターも12月29日から休みになります。2006年は1月4日から始まります。ご注意ください。

日本語教室は1月5日(木)から始まります。新しい教室ですのでご注意ください。

生活相談は従来通り行います。地域外の方でも、気軽にお問い合わせください。

専用電話 049-269-6450

INFORMATION

オーバーステイとは

日本にいられる許可の期間を過ぎても日本にいる人をいい、二つのケースがあります。

ケース1 不法入国

日本に来たときに法律違反があったときです。偽のパスポートや、名前、年齢、国籍を偽った人、または日本に入る時に審査を受けなかった人(密入国者など)などです。

ケース2 不法残留

もとは日本にすることができる正しい資格を持って滞在していた人が、その後、定められた期間の後にも日本にとどまっている状態のことを言います。

ケース1、ケース2ともに、発見されたときは国外に強制的に出国させる必要がある人とされており、逮捕され、裁判を受けなければなりません。

現在の入国管理法では、こうした外国人は日本への5年間の再入国禁止となっています。最近、この5年間について「日本人と結婚したら短くなる」という話がありますが、まったくの噂で、現在のところ、そうした動きはありません。

じしゅしゅつとう 自主出頭

2000年2月18日から始まった入管法では、オーバーステイの方の逮捕、強制退去を進めています。自分で名乗り出た場合、1年で再入国できます。選択はあなた自身です。



ふじみの国際交流センターが新しい事務所に移ります

12月16日からは、事務所がふじみ野市になります。駅からは

(上福岡駅)徒歩5分ですので、日本語教室や生活相談にこられる方には便利になります。右の地図を見て1度遊びに来てみませんか。(駐車場はありませんのでご注意ください)

〒356-0004

埼玉県ふじみ野市上福岡5-4-25

電話 049-256-4290

FAX 049-256-4291

